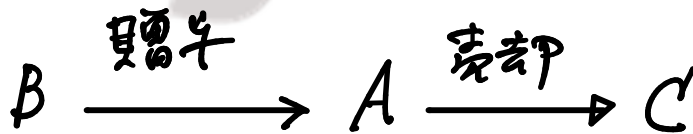


## 贈与 宅建 H10-09-1 &lt;&lt;#680&gt;&gt;

【問】正誤をつけよ。

Aは、Bから建物を贈与(負担なし)する旨の意思表示を受け、これを承諾したが、まだBからAに対する建物の引渡し及び所有権移転登記はなされていない。贈与が書面によらない場合であっても、Aが第三者Cに対して本件建物を売却する契約を締結した後は、Bは、本件贈与の解除をすることができない。



【答え】誤り

《ポイント》 書面によらない贈与の解除【発展】

書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。(民法 550 条)

《補講》 不動産贈与

不動産の引渡しがあれば移転登記が済んでいなくても、履行は終わったものとされる。

(最判昭 31.1.27)

不動産の移転登記があれば引渡しが済んでいなくとも、履行は終わったものとされる。(最判昭 40.3.26)

(最判昭 40.3.26)

⇒ 引渡し、移転登記のいずれかがあれば、履行は終わったものとされる

→ 解除できない